

秘

政府機関等の闇購入等の禁止及び官公吏の
腐敗行為に對する責任追及に關する措置案

二二、八一三
經濟安定本部
監査局

流通秩序確立対策要綱実施要領中第二、二、(一)は政府機関又はこれに準ずるものから
闇購入をし、又は資材の闇買格を基礎とした工事請負契約をすることを絶対に禁止し、
四の(一)は官公吏の腐敗行為を徹底的に究明する旨を明してゐる。

右の内官公吏の責職行為については、從來から取締当局においてこれに重きを置き取締り
をしてゐるのであるが、その他の行為に對しても、今後は以下の要領に依り行政上のみ
ならず刑事上の責任を断乎追及することとする。

一、對 象

政府機関等の闇購入や腐敗行為は全面的に責任を追及するが特に以下の諸行為を重責的
対象とする。

- (一) 政府機関等の闇購入等
- (二) 権限外、例外價格の許可
- (三) 黙認價格の設定
- (四) 配給統制品の横流しに對する承認

二、方 法

前項掲記の諸行為は、多く、場合經濟違反、正犯或いは共犯となるから、行政上の責任
のみならず、刑事上の責任も問ふこととする。

三、時 期

次項掲記の各処置終了後の行為に對して、一層嚴格に実施する。

四、本措置、取扱方

- (一) 各省大臣はその監督下にある関係者に對して訓令を發し警告を與える
- (二) 司法、内務兩省は本措置に即応する取締通牒を發する